

## 松江水郷祭有料観覧席チケット販売及び観覧基本約款

### 第1条（目的）

1. 本約款は、松江水郷祭推進会議（以下「当推進会議」といいます）が運営する松江水郷祭湖上花火大会（以下「花火大会」といいます）の有料観覧席におけるチケット購入者及び観覧者（以下「観客」といいます）がチケット購入ないし観覧において遵守すべき基本事項を定め、当推進会議の円滑な運営権と観客の平穩・観覧保持権を守ることを目的とします。
2. 本約款において、以下の用語の意義は、特に文脈上他の意義を有することが明らかな場合を除いて、それぞれ以下の各号に定めるところによります。
  - (1)「チケット購入者」とは、コンビニ・WEB等の正規販売チャネル、親族等からの営利目的外の譲受人を問わず、あらゆる方法によりチケットを入手した者をいいます。
  - (2)「正規チケット」とは、当推進会議の正規販売チャネルで販売したチケットであり、第4条第3項の営利目的転売によって入手されたチケット、副券が切り離されたチケット、及び使用済みの印のあるチケットを含みません。
  - (3)「観客」とは、正規チケット保有の有無を問わず、観覧を目的として当推進会議が占用した場所及びその周囲を含め管理する場所（以下「有料観覧エリア等」といいます）に出入りする全ての者をいいます。
  - (4)「当推進会議係員」とは、当推進会議の所属のスタッフのほか、パートタイマー、アルバイトその他当推進会議の指揮監督に服する者及び請負契約、委任契約その他の契約に基づき当推進会議のために役務を提供する警備員やその他の者をいいます。
  - (5)「不正入場」とは、観客のうち、正規チケットを保有せずに、当推進会議の有料観覧エリア等に入ろうとする行為ないし入場した行為をいいます。

### 第2条（本約款の適用）

1. チケット購入者及び観客は、本約款について、当推進会議とチケット購入者との間のチケット購入契約はもちろん、当推進会議と観客との間の全ての契約関係の基本となるものとして合意することとします。
2. 本約款のほかに適用可能な当推進会議の特別規定がある場合、本約款を基本規定として優先適用し、本約款と矛盾しない特別規定に限り、本約款と並立して適用致します。

### 第3条（チケットの販売拒否事由）

当推進会議は、以下各号のいずれかに該当する者に対し、チケットの販売を拒否することができます。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条の暴力団又はこれに類する反社会的団体（以下「暴力団等」という）に所属する者（以下「暴力団員等」という）
- (2) 暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団等又は暴力団員等と組織上又は業務上の関係を有し又は当該関係を有する団体に所属する者
- (4) 暴力団等又は暴力団員等に対し、資金その他の便宜を提供し、又は社会的に認められない密接な関係を有する者
- (5) 第4条第3項に反し営利目的でチケットを第三者に転売若しくは譲渡した者又は、しようとする者
- (6) 第7条（禁止行為）第1項に該当する行為を行うおそれがある者及び該当する行為を過去に行った者
- (7) その他チケットを販売しないこととする相当の理由があると当推進会議が判断した者

### 第4条（チケットの取り扱い）

1. 観客がチケットを紛失・破損等した場合、その他いかなる事由であっても発行済みチケットの再発行は行いません。

2. 花火大会の中止等により当推進会議が払い戻し又は振替を行う決定をした場合を除き、チケット料金の払い戻し、振替は一切いたしません。
3. 当推進会議の許可を得ることなく、正規チケットを営利目的で第三者に転売（インターネットオークションを通じての転売を含みます）する行為は、一切禁止いたします。

#### 第5条（入退場時の措置）

1. 有料観覧エリア等への入退場の際、観客は当推進会議係員の指示に従うこととします。
2. 当推進会議係員は、花火大会の円滑運営及び観客の平穩・観覧保持に必要な場合、入退場時に利用者の衣類、カバンその他の所持物の開披及び内容の提示、有料観覧エリア等からの退場、警察への通報その他当推進会議係員が必要かつ相当と判断する一切の措置をとることができます。なお、退場措置に伴う観客の損害に関し、当推進会議はチケット料金の払い戻し等の措置は一切致しません。

#### 第6条（入場拒否）

1. 当推進会議は、観客が以下の各号のいずれかに該当する場合、有料観覧エリア等への入場を拒否することができます。
  - (1) 正規チケットを所持していない場合
  - (2) 第3条（チケットの販売拒否事由）各号いずれかに該当する場合
  - (3) 第4条（チケットの取り扱い）第3項に定める転売により取得したチケットを所持している場合
  - (4) 過去に、当推進会議による入場拒否の通知を受けている場合
  - (5) 第5条（入退場時の措置）第1項に定める指示及び同条第2項に定める措置に従わない場合
  - (6) 第7条（禁止行為）第1項各号に該当する行為、ないし同条第2項に違反する行為を行うおそれがある者及び該当する行為を過去に行った者
  - (7) その他入場を拒否することが相当であると当推進会議が判断した場合
2. 前項による入場拒否の場合、当該人が所持していたチケットは無効とし、当推進会議は払い戻しを行うことなく当該チケットを回収ないし無効処理することができます。

#### 第7条（禁止行為）

1. 花火大会において、以下の各号に掲げる行為を一切禁止します。
  - (1) 当推進会議係員及び他の観客に対する加害行為、威嚇行為、誹謗中傷行為、つきまといその他一切の迷惑行為
  - (2) 有料観覧エリア等の設備、什器、物品に対する汚損、毀損、破壊行為
  - (3) 立ち上がったの撮影や通路等の自分の席以外での撮影行為、イス・テーブルなど他の観客の観覧の妨げになる物の持込み、使用行為
  - (4) 罵声、奇声、大声を出しての宴会など当推進会議の円滑興行運営権を妨げ又は観客の平穩・観覧保持権を害する行為
  - (5) 有料観覧エリア等における掲示、ホームページその他の方法で告知された当推進会議によるお願い・注意事項に違反する行為
  - (6) 爆発物・火器類・刃物・警棒・棍棒・スタンガン・スプレー類その他の危険物の持込み
  - (7) 当推進会議が認める場合を除く、営業行為、宗教団体の布教・勧誘行為、又は政治団体の宣伝行為
  - (8) 本約款、当推進会議規約、その他各種法令及び規範に違反する又は違反するおそれのある行為
  - (9) 不正入場、ダフ屋行為等、チケットに関わる不正行為、公序良俗違反行為、不法行為、犯罪行為
  - (10) その他当推進会議係員の指示に反する行為
2. 前項の禁止行為を行った者、又はこれに準じた相当の理由があると当推進会議係員が判断した者に対し、当推進

会議係員は、顔写真付き身分証明書の提示もしくは本人確認可能な書類の提示等を求めることができ、随時写真撮影、録音及び録画をすることができるほか、求められた者は当推進会議係員の指示する事項に従わなければなりません。

#### 第8条（退場措置）

1. 当推進会議は、以下の各号に該当する観客について、花火大会の開催中その他如何なる場合でも、有料観覧エリア等から退場させることができます。

但し、当該観客が、速やかに退場事由を解消し、かつ、他の観客に対する迷惑の程度が軽微と認められる場合、当推進会議は退場を猶予することができます。

(1) 第3条のチケット販売拒否事由に該当する者である場合

(2) 第6条の入場拒否事由に該当する者である場合

(3) 第7条の禁止行為に違反した場合

(4) 当推進会議係員による指示を遵守しない場合

(5) その他前各号に準じる退場事由があると当推進会議が判断した場合

2. 当推進会議が退場を相当と認める場合において、当推進会議係員の退場要求にもかかわらず観客が退場しない場合、当推進会議は、警察へ通報し又は相当と認められる限度で退場を促すための措置を講じることができます。

#### 第9条（損害賠償）

第7条（禁止行為）に規定する行為により、当推進会議又は第三者への損害が生じた場合、当推進会議は当該行為者に対し損害の賠償を求めることができます。

#### 第10条（免責）

1. 当推進会議係員の指示に従わないことにより発生した損害及び観客同士のトラブルにより生じた損害について、当推進会議は一切の責任を負いません。

2. 天災地変、火災、騒乱、暴動、感染症などの悪疫流行、行政による自粛要請、設備・機材トラブル、その他の自然的又は人為的な事象により花火大会の開催ができなくなった場合には、当推進会議は花火大会を中止できます。

3. 花火大会の中止等により当推進会議がチケットの払い戻し決定をした場合、払い戻し金額はチケット料金のみとし、それ以外の費用（利用者の交通費、宿泊費、通信費、手数料等）は一切負担いたしません。

#### 第11条（裁判管轄）

本約款に関連し当推進会議と観客間で生じた紛争については、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第12条（効力）

1. 本約款は、2023年6月3日に効力を発するものとします。

2. 当推進会議が、本約款の内容を改訂する場合、当該改訂の施行日を1ヶ月以上の周知期間を設けて、当推進会議ホームページ上に明示します。

以上